

改 正 後	改 正 前
埼玉県税条例 第一条～第二十条 （略） （県民税の納税義務者等） 第二十一条 （略） 2～4 （略） 5 公益法人等（法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、<u>マンション再生組合、マンション等売却組合、マンション除却組合</u>及び敷地分割組合、地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）第七条の二第一項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。 6～8 （略） 第二十一条の二～第二十二条 （略） （所得控除） 第二十三条 前条の規定によつて算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第三十四条に規定する雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額、<u>特定親族特別控除額</u>及び基礎控除額を控除する。	埼玉県税条例 第一条～第二十条 （略） （県民税の納税義務者等） 第二十一条 （略） 2～4 （略） 5 公益法人等（法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、<u>マンション建替組合、マンション敷地売却組合</u>及び敷地分割組合、地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）第七条の二第一項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち法第二十五条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定によつて法人とみなされるものに対する法人税割（法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第一項の規定にかかわらず、これらの者のうち県内に収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所を有するものに課する。 6～8 （略） 第二十一条の二～第二十二条 （略） （所得控除） 第二十三条 前条の規定によつて算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から法第三十四条に規定する雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除する。

第二十四条・第二十五条 （略）

（寄附金税額控除）

第二十五条の二 （略）

一・二 （略）

三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。）並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるものに対するもの

イ （略）

ロ 公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第六条の認可（知事の認可に限る。）を受けた公益信託

ハ （略）

四 （略）

第二十六条～第二十六条の五 （略）

（個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第二十六条の六 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第二十一条第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、退職手当等（所得税法第百九十九条の規定により、その所得税を徴収して納付すべきものに限る。以下同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。）又は扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が八十五万円以下であるものに限る。）を有する

第二十四条・第二十五条 （略）

（寄附金税額控除）

第二十五条の二 （略）

一・二 （略）

三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含み、前号に掲げる寄附金を除く。）並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるものに対するもの

イ （略）

ロ 知事又は教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託

ハ （略）

四 （略）

第二十六条～第二十六条の五 （略）

（個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第二十六条の六 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第二十一条第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、退職手当等（所得税法第百九十九条の規定により、その所得税を徴収して納付すべきものに限る。以下同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。）又は扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条

者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

2・3 （略）

第二十七条～第三十四条の四 （略）

（利用料金の表示義務）

第三十四条の五 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、その特別徴収すべきゴルフ場利用税額及び利用料金の金額をインターネットの利用その他の方法により表示しなければならない。

第三十四条の六～第九十九条 （略）

附 則

第一条～第十五条 （略）

（加熱式たばこに係る県たばこ税の課税標準の特例）

第十六条 令和八年四月一日以後に第三十三条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこ（法第七十四条第二項第一号ホに掲げる加熱式たばこをいい、法第七十四条の三の二の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第三十三条の三第一項の製造たばこの本数は、同条第三項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（法第七十四条第二項第一号イに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項において同じ。）の本数によるものとする。

一 葉たばこ（たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもの

の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法第三百十七条の三の三第一項に規定する申告書と併せて法第四十五条の三の三第一項の規定に基づく県民税に関する申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

2・3 （略）

第二十七条～第三十四条の四 （略）

（利用料金の表示義務）

第三十四条の五 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、当該ゴルフ場の公衆の見やすい箇所にその特別徴収すべきゴルフ場利用税額及び利用料金の金額を表示しなければならない。

第三十四条の六～第九十九条 （略）

附 則

第一条～第十五条 （略）

第十六条から第十九条まで 削除

で巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則で定めるところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則で定めるものに係る部分の重量を除く。以下この項において同じ。）の〇・三五グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの一本当たりの重量が〇・三五グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算する方法

二 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の〇・二グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量が四グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの一個をもつて紙巻たばこの二十本に換算する方法

2 前項第二号に掲げる加熱式たばこ（法第七十四条の三の二の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、同項第一号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるものその他の施行令で定めるものについては、同項第二号ただし書の規定は、適用しない。

第十七条から第十九条まで 削除

第二十条～第二十八条 （略）

第二十条～第二十八条 （略）